

「第29回鹿児島県小学生人権作文コンテスト」実施要領

1 名称

「第29回鹿児島県小学生人権作文コンテスト」

2 主催

鹿児島地方法務局、鹿児島県人権擁護委員連合会

3 後援

鹿児島県教育委員会、南日本新聞社、NHK鹿児島放送局、朝日新聞社、MBC南日本放送、KTS鹿児島テレビ、KKB鹿児島放送、KYT鹿児島読売テレビ、μFMエフエム鹿児島、鹿児島シティエフエム、鹿児島ユナイテッドFC、鹿児島レブナイズ

4 趣旨

次代を担う小学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作文を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

5 応募規定

(1) 対象

ア 作者

鹿児島県内の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に在学する児童とする。

イ 作文

令和8年4月から応募期限までに原稿用紙を使用して作成された作文とする。

なお、提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

おって、夏休み期間の課題として取り組んだ作品に限らず、学校で取り組まれた人権教育の授業等において作成された作文についても含むものとする。

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た自己の体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考察したことなどを題材としたものとする。

(例) 女性問題 こどもに関する問題 高齢者問題 障害のある人に関する問題 同和問題 アイヌの人々に関する問題 外国人の人権問題 感染症に関する問題 犯罪被害者等に関する問題 性的マイノリティに関する問題 差別問題一般 戦争や平和 環境問題 プライバシー問題 震災等の災害に起因する人権問題 その他人権の尊重をテーマとするもの

(3) 原稿の字数

低学年の部（1、2年生）・・・・・・・・・・・・・・800字以内

中学年の部（3、4年生）・・・・・・・・・・・・・・1200字以内

高学年の部（5、6年生）・・・・・・・・・・・・・・1600字以内

いずれも、学校名、学年、氏名及び題名を除き、原稿用紙を使用し、上記字数以内とする。

外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ同字数以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

(4) 応募の方法

各学校においては、応募作品を取りまとめの上、低学年の部（1、2年生）、中学年の部（3、4年生）、高学年の部（5、6年生）の各部門ごとに、別紙1の応募票及び作文の原本を、別紙2の応募先に提出する。

なお、別紙1の応募票の作成に当たっては、別紙3の応募票作成の留意事項を参照すること。

(5) 応募期限

令和8年9月8日（火）（必着）

(6) その他

作文の創作に当たっては、上記4の趣旨及び(2)の内容に沿ったものとする。

特に、以下の点に注意すること。

ア 応募作文は、未発表のものに限る。

イ 盗作や不適切な引用等、既に発表済みの著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。

ウ 生成AIの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作した文章を自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の

対象とならない。

6 審査

主催者が決定した審査員による厳正な審査を行い、入賞作品を決定する。

なお、最終審査に出品する作品については、あらかじめ学校を通じて応募者に公表の可否等につき確認する（後記9（4）、（5）を参照）。

7 表彰

(1) 各賞

ア 最優秀賞

・低学年の部 1 編

・中学年の部 1 編

・高学年の部 1 編

イ 優秀賞 若干編

ウ 奨励賞 若干編

(2) 最優秀賞及び優秀賞受賞者には、表彰状及び副賞を授与する。

(3) 奨励賞受賞者には、表彰状を授与する。

(4) 応募者全員に対して参加賞を贈呈する。

(5) 入賞発表日（予定）

令和8年11月18日（水）

主催者において、所属の学校長を経由して通知する。

8 表彰式等

最優秀賞の受賞者に対しては、人権週間行事の一環として、令和8年12月5日（土）に表彰を行うとともに、朗読による発表会等を併せて開催する。

9 その他

(1) 応募作品は、返却しない。

(2) 応募作品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、主催者に帰属するものとする。

(3) 応募者の個人情報、応募作品の審査や本コンテストに関する連絡のため、必要な範囲でのみ使用する。

(4) 受賞作品については、応募者及びその保護者の同意を得た上で、人権啓発資料として、一般、関係機関、学校等に公表することとしている（作文集の

発行、報道機関、ホームページ等)。

作品の公表に当たっては、応募者の意向に応じて、「学校名」、「学年」又は「氏名」を非公表とすることがある。

なお、受賞作品の公表、使用、編集、転載等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

(5) 上記(4)について、不都合がある場合は、あらかじめ申し出ること。

また、作文集の発行後、掲載作文について、地方自治体等の第三者が発行する刊行物等への転載を許可する場合には、本人の許諾を求めることはしないので、本人が転載を望まない場合又はその後に望まなくなった場合については、鹿児島地方法務局又は管轄の支局にその旨を申し出るものとする。

「第29回鹿児島県小学生人権作文コンテスト」
(令和8年度) 応募票

ふりがな	
学 校 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	
担 当 教 諭	
応募児童数 (人権作文を書いた児童数)	低学年の部 _____ 人 中学年の部 _____ 人 高学年の部 _____ 人
作品送付数	低学年の部 _____ 編 中学年の部 _____ 編 高学年の部 _____ 編

※ 締切日は令和8年9月8日(火曜日)必着です。

学校所在地	応募先
鹿児島市 西之表市 日置市 鹿児島郡 熊毛郡	〒892-8511 鹿児島市山下町13番10号 鹿児島地方法務局人権擁護課 電話 099(219)2170 FAX 099(219)2173
伊佐市 霧島市 始良市 始良郡	〒899-4332 霧島市国分中央3丁目42番1号 鹿児島地方法務局霧島支局 電話 0995(45)0064 FAX 0995(45)4305
南さつま市 枕崎市 指宿市 南九州市	〒897-0302 南九州市知覧町郡5405番地 鹿児島地方法務局知覧支局 電話 0993(83)2208 FAX 0993(83)4153
薩摩川内市 いちき串木野市 阿久根市 出水市 薩摩郡 出水郡	〒895-0063 薩摩川内市若葉町4番24号 鹿児島地方法務局川内支局 電話 0996(22)2300 FAX 0996(22)2879
鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 肝属郡 曾於郡	〒893-0064 鹿屋市西原4丁目5番1号 鹿児島地方法務局鹿屋支局 電話 0994(43)6790 FAX 0994(43)6791
奄美市 大島郡	〒894-0034 奄美市名瀬入舟町23番1号 鹿児島地方法務局奄美支局 電話 0997(52)0376 FAX 0997(52)0348

応募票作成の留意事項

- (1) 取りまとめた応募作品を低学年の部（1、2年生）、中学年の部（3、4年生）、高学年の部（5、6年生）に振り分け、集計願います。

また、学校名（ふりがなを含む。）、学校所在地、担当教諭名及び連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）を記載願います。

- (2) 応募作品数欄の記載について

ア 応募作品について

本コンテストにおける応募作品は、夏休み期間の課題として取り組んだ作品に限らず、令和8年4月から応募期限までに学校で取り組まれた人権教育の授業等において作成された原稿用紙を用いた作文も含まれます。ただし、応募された作品の著作権は、主催者に帰属しますので、送付された原本を返却できないこと、受賞作品となった場合に対外的に公表される可能性があることや盗作がされていないか確認させていただくことなど、作品を学校において自由に取り扱うことができなくなりますので、応募の際には留意願います。

イ 応募児童数欄について

学校で人権作文の課題に取り組んだ児童の全数を各部ごとに記載願います。

ウ 作品送付数欄について

各部ごと提出いただく作品数を記載願います。